

はじめに

平成 23 年度に東京都内で発生した養護者による高齢者虐待件数は 2 千件に達しようとしています。東京都は、高齢者の権利擁護のため、公益財団法人東京都保健福祉財団の高齢者権利擁護支援センターに委託を行い、区市町村・地域包括支援センター職員を対象として、養護者による高齢者虐待に対応するための研修を行うとともに、年間延べ 800 件を超える相談支援を行っています。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されて 7 年が経ちましたが、未だに現場では多くの困難に直面していることが、上記の研修や相談事業を通して明らかになってきています。

現場での困難を生じさせる要因は、虐待対応を行う職員の知識や対応力の問題だけではなく、制度上の問題に至るまで多種多様です。児童虐待では、虐待対応の上で生じる様々な問題に対応するため、死亡事例を検討するための専門委員会が国によって設置されていますが、高齢者虐待の場合はそのような取組は未だ行われておらず、現場で生じている問題や制度上の課題に必ずしも十分に対応できている状況ではありません。

このような状況に鑑み、東京都では平成 24 年 6 月に高齢者虐待支援困難事例を検討するために「高齢者虐待事例分析検討委員会」を設置し、養護者による高齢者虐待に対応する上で生じている問題を明らかにし、解決に向けた方策や考え方を示すこととしました。本検討委員会では、3 事例を対象として、区市町村や地域包括支援センターだけでなく、介護支援専門員、サービス担当者、医療機関、民生・児童委員、警察など虐待対応に関わった複数の関係者に聞き取り調査を行いました。

その上で、事例の聞き取り調査や集積された相談事例の分析・検討から虐待対応における課題を多角的に把握し、単に高齢者虐待への対応方法を示すだけでなく、現場で生じている具体的な問題への解決策を示すための検討を重ねました。その結果をこの報告書にまとめました。高齢者虐待防止に関わる方々にこの報告書が活用され、速やかに適切な対応が行われることを期待するとともに、国による法改正等制度上の課題解決に向けた議論のきっかけになれば幸いです。

最後になりましたが、多忙な業務の中、長時間にわたる聞き取り調査に御協力いただいた皆様に深くお礼を申し上げます。

平成 25 年 3 月 31 日

高齢者虐待事例分析検討委員会

委員代表 繁田雅弘
(首都大学東京副学長)